

令和2年5月28日

## まちづくり委員会資料

### 令和2年第4回定例会提出予定議案の説明

#### 議案第86号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

- |      |                     |       |
|------|---------------------|-------|
| 資料 1 | 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 | 改正概要  |
| 資料 2 | 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 | 新旧対照表 |
| 参考資料 | 建築基準法施行令の一部改正       | 新旧対照表 |

まちづくり局

## 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 改正概要

### 1 改正の概要

建築基準法施行令（以下、「政令」という。）の一部改正（令和元年法律第181号、令和2年4月1日施行）に伴い、川崎市建築基準条例（以下、「条例」という。）の改正を行う。

### 2 法令と条例の関係

建築基準法では、地方公共団体が地域の特性に応じて法及び政令の規定に、安全上、防火上又は衛生上必要な制限を条例で附加することができる規定されている。

本市では、法及び政令の規定に対し、建築物の用途や規模に応じて制限を附加している。

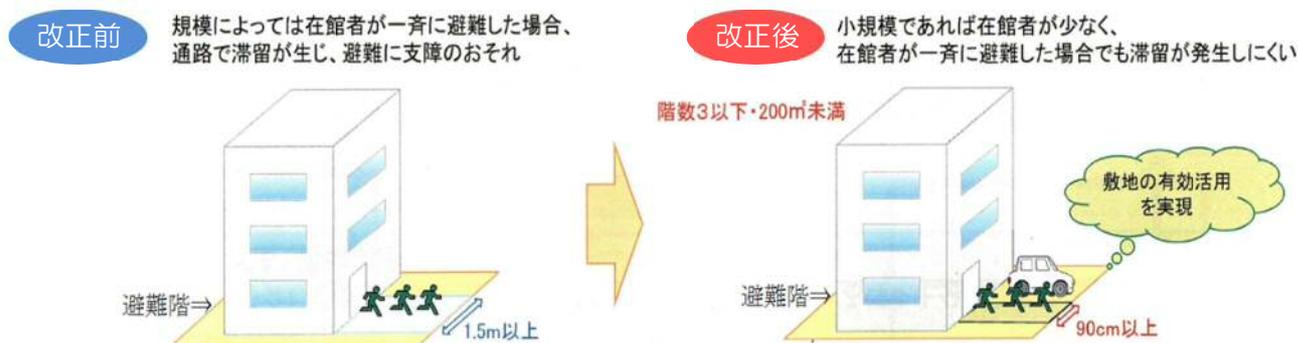
### 3 政令改正の内容

#### 1) 敷地内の通路（政令第128条）

（改正前）特殊建築物等<sup>※</sup>の敷地内には、屋外避難階段及び屋外への出口から道路等に通ずる1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正後）特殊建築物等の敷地内の通路の幅員は1.5m以上とされているところ、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物については、敷地内の通路を90cm以上確保すればよいこととされた。

※特殊建築物等：学校、病院、ホテル、児童福祉施設、共同住宅等



#### 2) 2以上の直通階段（政令第121条）

（改正前）特殊建築物等の避難階段以外の階が一定規模以上の場合、その階から避難階段又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

（改正後）特殊建築物等の避難階段以外の階が一定規模以上の場合、その階から避難階段又は地上階に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。ただし、病院、ホテル、児童福祉施設等の用途に供する建築物で、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物であって、階段部分が区画されているもの等については、2以上の直通階段を設けなくてもよいこととされた。

#### 4 条例改正の内容

条例においては、政令の規定に対して建築物の用途や規模に応じた制限を附加していることから、政令と同様の改正を行う。

##### 1) 敷地内の通路（条例第9条等）

（現 行）特殊建築物等の敷地内には、政令で規定する敷地内の通路の他に、屋外階段等からも幅員1.5m以上の通路を設けなければならない。

（改正案）階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の屋外階段等から設ける敷地内の通路の幅員は、90cm以上確保すればよいこととする。

##### 2) 簡易宿所の2以上の直通階段（条例第31条第3項）

（現 行）簡易宿所の用途に供する建築物の避難階以外の階で、その階における宿泊室の床面積の合計が100㎡を超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

（改正案）階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の簡易宿所の用途に供する建築物で、階段の部分が区画されているもの等については、2以上の直通階段を設けなくてもよいこととする。

#### 5 施行期日

公布の日から施行する。

改正後	改正前																				
<p>(敷地内の通路)</p> <p>第9条 避難階以外の階を学校、体育館、病院、診療所、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地内には、その用途に供する部分より地上に通ずる屋外階段から、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル <u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、幅員90センチメートル)</u> 以上の通路を設けなければならない。</p> <p>(主要な屋外への出口)</p> <p>第21条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋(以下この条において「共同住宅等」という。)の用途に供する建築物の避難階における主要な屋外への出口(屋外階段を含む。以下この節において「出口等」という。)は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路で、その通路に面して出口等を有する共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める幅員以上のものを設けた場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200平方メートル以内のもの</td> <td>1.5メートル <u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル)</u></td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</td> <td>2.0メートル</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの</td> <td>2.5メートル</td> </tr> <tr> <td>600平方メートルを超えるもの</td> <td>3.0メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる幅員1.5メートル以上の敷地内の通路を設けた場合</p> <p>(3) 出口等の周囲に公園、広場その他の空地がある場合 (廊下及び階段)</p> <p>第31条 ホテル、旅館若しくは簡易宿所の宿泊室又は診療所の病室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における客用又は患者用(以下この条において「客用等」という。)の廊下の幅は、その両側に居室がある場合は、1.6メートル以上、その他の場合は、1.2メートル以上としなければならない。ただし、1の居室(付室を含むものとし、その床面積の合計が30平方メートルを超えるものを除く。)又は浴室、便所その他これらに類するものの専用のものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の客用等の廊下又は病院の廊下(病室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における患者用のものに限る。)から避難階又は地上に通ずる直通階段は、その1以上を幅1.2メートル(屋外に設けるものにあつては、幅90センチメートル)以上としなければならない。</p> <p>3 簡易宿所の用途に供する建築物の避難階以外の階 <u>(以下この項において「特定階」という。)</u>で、その階における宿泊室の床面積の合計が100平方メートル(主要構造部が準耐火構造である場合又は不燃材料で造られている場合は、200平方メートル)を超えるものにあつては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。 <u>ただし、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の特定階(階段の部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。))と当該階段の部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とが間仕切壁若しくは戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。))で令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第15項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。)については、この限りでない。</u></p> <p>4 前項の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造(準耐火構造のうち有効な防腐措置を講じたものを除く。)としてはならない。</p>	共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員	200平方メートル以内のもの	1.5メートル <u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル)</u>	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル	300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル	600平方メートルを超えるもの	3.0メートル	<p>(敷地内の通路)</p> <p>第9条 避難階以外の階を学校、体育館、病院、診療所、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地内には、その用途に供する部分より地上に通ずる屋外階段から、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員1.5メートル以上の通路を設けなければならない。</p> <p>(主要な屋外への出口)</p> <p>第21条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋(以下この条において「共同住宅等」という。)の用途に供する建築物の避難階における主要な屋外への出口(屋外階段を含む。以下この節において「出口等」という。)は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路で、その通路に面して出口等を有する共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める幅員以上のものを設けた場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200平方メートル以内のもの</td> <td>1.5メートル</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</td> <td>2.0メートル</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの</td> <td>2.5メートル</td> </tr> <tr> <td>600平方メートルを超えるもの</td> <td>3.0メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる幅員1.5メートル以上の敷地内の通路を設けた場合</p> <p>(3) 出口等の周囲に公園、広場その他の空地がある場合 (廊下及び階段)</p> <p>第31条 ホテル、旅館若しくは簡易宿所の宿泊室又は診療所の病室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における客用又は患者用(以下この条において「客用等」という。)の廊下の幅は、その両側に居室がある場合は、1.6メートル以上、その他の場合は、1.2メートル以上としなければならない。ただし、1の居室(付室を含むものとし、その床面積の合計が30平方メートルを超えるものを除く。)又は浴室、便所その他これらに類するものの専用のものについては、この限りでない。</p> <p>2 前項の客用等の廊下又は病院の廊下(病室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における患者用のものに限る。)から避難階又は地上に通ずる直通階段は、その1以上を幅1.2メートル(屋外に設けるものにあつては、幅90センチメートル)以上としなければならない。</p> <p>3 簡易宿所の用途に供する建築物の避難階以外の階で、その階における宿泊室の床面積の合計が100平方メートル(主要構造部が準耐火構造である場合又は不燃材料で造られている場合は、200平方メートル)を超えるものにあつては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。</p> <p>4 前項の規定による直通階段で屋外に設けるものは、木造(準耐火構造のうち有効な防腐措置を講じたものを除く。)としてはならない。</p>	共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員	200平方メートル以内のもの	1.5メートル	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル	300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル	600平方メートルを超えるもの	3.0メートル
共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員																				
200平方メートル以内のもの	1.5メートル <u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル)</u>																				
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル																				
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル																				
600平方メートルを超えるもの	3.0メートル																				
共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員																				
200平方メートル以内のもの	1.5メートル																				
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル																				
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル																				
600平方メートルを超えるもの	3.0メートル																				

改正後	改正前
<p>(敷地内の通路)</p> <p>第37条 敷地内には、百貨店等の用途に供する建築物の避難階に設ける出口等から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。</p> <p>2 前項の通路の幅員は、1.5メートル以上とし、その通路に通ずる出口等を使用する百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が最大の階において、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるときは、その超える床面積100平方メートルにつき10センチメートルの割合で計算した数値を加算した幅員（その幅員が4メートルを超える場合は、4メートル）以上としなければならない。この場合において、1の通路が2以上の通路（それぞれの幅員が1.5メートル以上のものに限る。）に分かれるときは、それらの幅員の和を1の通路の幅員として適用することができる。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物における第1項の通路の幅員は、90センチメートル以上とする。</u></p>	<p>(敷地内の通路)</p> <p>第37条 敷地内には、百貨店等の用途に供する建築物の避難階に設ける出口等から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。</p> <p>2 前項の通路の幅員は、1.5メートル以上とし、その通路に通ずる出口等を使用する百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計が最大の階において、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるときは、その超える床面積100平方メートルにつき10センチメートルの割合で計算した数値を加算した幅員（その幅員が4メートルを超える場合は、4メートル）以上としなければならない。この場合において、1の通路が2以上の通路（それぞれの幅員が1.5メートル以上のものに限る。）に分かれるときは、それらの幅員の和を1の通路の幅員として適用することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(敷地内の通路)</p> <p>第43条 敷地内には、興行場等の用途に供する建築物の出口等から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。</p> <p>2 前項の通路の幅員は、1.5メートル以上とし、その通路に通ずる出口等を使用する客席の床面積の合計が最大の階において、当該客席の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは、その超える床面積100平方メートルにつき25センチメートルの割合で計算した数値を加算した幅員（その幅員が4メートルを超える場合は、4メートル）以上としなければならない。この場合において、1の通路が2以上の通路（それぞれの幅員が1.5メートル以上のものに限る。）に分かれるときは、それらの幅員の和を1の通路の幅員として適用することができる。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物における第1項の通路の幅員は、90センチメートル以上とする。</u></p> <p>4 第1項の敷地内の通路には、3段以下の段を設けてはならない。</p>	<p>(敷地内の通路)</p> <p>第43条 敷地内には、興行場等の用途に供する建築物の出口等から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けなければならない。</p> <p>2 前項の通路の幅員は、1.5メートル以上とし、その通路に通ずる出口等を使用する客席の床面積の合計が最大の階において、当該客席の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは、その超える床面積100平方メートルにつき25センチメートルの割合で計算した数値を加算した幅員（その幅員が4メートルを超える場合は、4メートル）以上としなければならない。この場合において、1の通路が2以上の通路（それぞれの幅員が1.5メートル以上のものに限る。）に分かれるときは、それらの幅員の和を1の通路の幅員として適用することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 第1項の敷地内の通路には、3段以下の段を設けてはならない。</p>

建築基準法施行令の一部改正 新旧対照表（関係部分のみ抜粋）  
（令和元年12月11日政令第181号、令和2年4月1日施行）

新	旧
<p>(二以上の直通階段を設ける場合)</p> <p>第百二十一条 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合には、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。</p> <p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する階でその階に客席、集会室その他これらに類するものを有するもの</p> <p>二 物品販売業を営む店舗(床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものに限る。第百二十二条第二項、第百二十四条第一項及び第百二十五条第三項において同じ。)の用途に供する階でその階に売場を有するもの</p> <p>三 次に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有するもの(五階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えないものを除く。)</p> <p>イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー</p> <p>ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設</p> <p>ハ ヌードスタジオその他これに類する興行場(劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。)</p> <p>ニ 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設</p> <p>ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗</p> <p>四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ五十平方メートルを超えるもの</p> <p>五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寢室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルを超えるもの</p> <p>六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの(第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているものを除く。)</p> <p>ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては二百平方メートルを、その他の階にあつては百平方メートルを超えるもの</p> <p>2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「百平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、「二百平方メートル」とあるのは「四百平方メートル」とする。</p> <p>3 第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の二分の一をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難する</p>	<p>(二以上の直通階段を設ける場合)</p> <p>第百二十一条 建築物の避難階以外の階が次の各号のいずれかに該当する場合には、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設けなければならない。</p> <p>一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する階でその階に客席、集会室その他これらに類するものを有するもの</p> <p>二 物品販売業を営む店舗(床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものに限る。第百二十二条第二項、第百二十四条第一項及び第百二十五条第三項において同じ。)の用途に供する階でその階に売場を有するもの</p> <p>三 次に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有するもの(五階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えないものを除く。)</p> <p>イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー</p> <p>ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設</p> <p>ハ ヌードスタジオその他これに類する興行場(劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。)</p> <p>ニ 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設</p> <p>ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗</p> <p>四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における児童福祉施設等の主たる用途に供する居室の床面積の合計が、それぞれ五十平方メートルを超えるもの</p> <p>五 ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寢室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルを超えるもの</p> <p>六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの(第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているものを除く。)</p> <p>ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては二百平方メートルを、その他の階にあつては百平方メートルを超えるもの</p> <p>2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項中「五十平方メートル」とあるのは「百平方メートル」と、「百平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、「二百平方メートル」とあるのは「四百平方メートル」とする。</p> <p>3 第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設ける場合において、居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、前条に規定する歩行距離の数値の二分の一をこえてはならない。ただし、居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難する</p>

新	旧
<p>ことができる場合は、この限りでない。</p> <p><u>4 第一項(第四号及び第五号(第二項の規定が適用される場合にあつては、第四号)に係る部分に限る。)の規定は、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の建築物の避難階以外の階(以下この項において「特定階」という。)(階段の部分(当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。))と当該階段の部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とが間仕切壁若しくは次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める防火設備で第一百二十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第十五項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。)</u>については、適用しない。</p> <p><u>一 特定階を第一項第四号に規定する用途(児童福祉施設等については入所する者の寝室があるものに限る。))に供する場合 法第二条第九号の二ロに規定する防火設備(当該特定階がある建築物の居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあつては、十分間防火設備)</u></p> <p><u>二 特定階を児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものを除く。))の用途又は第一項第五号に規定する用途に供する場合 戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)</u></p> <p>(敷地内の通路)</p> <p>第一百二十八条 敷地内には、<u>第一百二十三条第二項の屋外に設ける避難階段及び第二百五条第一項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が一・五メートル(階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、九十センチメートル)</u>以上の通路を設けなければならない。</p>	<p>ことができる場合は、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(敷地内の通路)</p> <p>第一百二十八条 敷地内には、<u>第一百二十三条第二項の屋外に設ける避難階段及び第二百五条第一項の出口から道又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が一・五メートル以上の通路を設けなければならない。</u></p>